

清算基金所要額に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第16条の規定に基づき、清算基金所要額を定める。

(清算基金所要額)

第2条 各清算参加者の清算基金所要額は、当該清算参加者が有する清算資格の種類ごとの清算基金所要額を合計した額とする。ただし、当該清算参加者が合併する場合、当該清算参加者が新たに非清算参加者の指定清算参加者となる場合その他当社が必要と認める場合は、清算基金所要額を臨時に変更することができる。

2 前項の清算資格の種類ごとの清算基金所要額は、別表「清算基金所要額の算出に関する表」によるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、新たに清算資格を取得した者が預託すべき当該清算資格に係る清算基金所要額は、当該清算資格取得申請者の会社規模、その取引実績及び見込み、清算資格の取得の申請を行った日において当該清算資格を有する各清算参加者の当該清算資格に係る清算基金所要額を合計した額を当該清算参加者数で除して得た金額等を勘案のうえ、当社がその都度定める額とし、当社が必要と認める期間これを適用する。

付 則

1 この規則は、平成15年1月10日から施行する。

2 平成15年1月10日以前の期間に係る内国株券等基準値の算定については、別表中「清算約定」とあるのは「売買」とする。

3 第2条第2項の規定にかかわらず、平成15年1月14日において自社清算資格を取得する者の現物取引清算基金所要額は、第2条第1項の規定によるものとする。

付 則

1 この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。

2 第2条第3項の規定にかかわらず、平成16年2月2日において株券オプション清算資格、国債先物等清算資格又は株価指数先物等清算資格（各清算資格に係る自社清算資格に限る。）を取得する者の株券オプション清算基金所要額、国債先物等清算基金所要額又は株価指数先物等清算基金所要額は、第2条第1項の規定によるものとする。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年7月3日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年6月16日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年7月7日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年3月23日から施行する。

別表

清算基金所要額の算出に関する表

1. 現物清算基金所要額（現物清算資格に係る清算基金所要額をいう。）

現物清算基金所要額は、次の a に定める現物清算基金基礎基準額（当該額が 3, 0 0 0 万円を下回る場合には 3, 0 0 0 万円）とする。ただし、次の b に定める現物清算基金臨時変更基準額が当該現物清算基金基礎基準額を上回る場合には、当該現物清算基金臨時変更基準額とする。

- a 現物清算基金基礎基準額は、次の計算式により算出される額とする。なお、計算式における用語の意義は、次の（a）から（c）に定めるとおりとする。

現物清算基金基礎基準額

＝現物清算基金臨時変更基準額増加額の清算基金算定基準期間における 9 5 %カバー最小値

（a） 現物清算基金臨時変更基準額増加額とは、一の日の現物清算基金臨時変更基準額（次の b に定める現物清算基金臨時変更基準額をいう。以下この（a）において同じ。）から前日の現物清算基金臨時変更基準額を差し引いた額をいう。

（b） 清算基金算定基準期間とは、3 か月前の日の属する月の初日（休業日に当たるときは順次繰り下げる。以下同じ。）から前月の末日（休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。）までをいう。ただし、当月の 5 日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日より前の日においては、4 か月前の日の属する月の初日から前々月の末日までとする。以下同じ。

（c） 9 5 %カバー最小値とは、対象となる数値について、一の数値以下の数値の個数が、対象となるすべての数値の個数の 1 0 0 分の 9 5 以上となる場合の当該数値のうち最小の数値をいう。以下同じ。

- b 現物清算基金臨時変更基準額は、次の計算式により算出される額（当該額が負である場合はゼロ）とする。ただし、当該額が適当でないと認められる場合には、当社が定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、次の（a）から（c）までに定めるとおりとする。

現物清算基金臨時変更基準額

＝（総値洗損失相当額＋総想定損失相当額）×（1＋その他有価証券加算率）

(a) 総値洗損失相当額とは、当日までの当該清算参加者の有価証券（国債証券を除く。）に係る清算約定（当日取引、バイインに係るもの及び業務方法書第64条の規定に基づく有価証券の貸借に係るものを除く。次（b）において同じ。）で未決済のものについて、銘柄ごとに次の計算式により算出される値洗損失相当額の合計額をいう。なお、計算式における用語の意義は、次のイからニまでに定めるとおりとする。

値洗損失相当額

＝（当該銘柄の総買付代金－当該銘柄の総買付有価証券当日評価額）＋（当該銘柄の総売付有価証券当日評価額－当該銘柄の総売付代金）

イ 当該銘柄の総買付代金について、業務方法書第3条第2項第8号から第10号までに規定する清算対象取引については、総引渡金額とする。次（b）イにおいて同じ。

ロ 当該銘柄の総売付代金について、業務方法書第3条第2項第8号から第10号までに規定する清算対象取引については、総受領金額とする。次（b）イにおいて同じ。

ハ 当該銘柄の総買付有価証券当日評価額とは、買付有価証券数量（業務方法書第3条第2項第8号から第10号までに規定する清算対象取引にあつては、受領有価証券数量）に翌日の当該銘柄に係るDVP清算値段（DVP清算値段がない銘柄については、当社が定める値段。以下同じ。）を乗じて得た額をいう。

ニ 当該銘柄の総売付有価証券当日評価額とは、売付有価証券数量（業務方法書第3条第2項第8号から第10号までに規定する清算対象取引については、引渡有価証券数量）に翌日の当該銘柄に係るDVP清算値段を乗じて得た額をいう。

(b) 総想定損失相当額とは、当日までの当該清算参加者の有価証券（国債証券を除く。）に係る清算約定で未決済のものについて、銘柄ごとに次の計算式により算出される想定損失相当額の合計額の絶対値をいう。なお、計算式における用語の意義は、次のイ及びロに定めるとおりとする。

想定損失相当額

＝当該銘柄の差引有価証券当日評価額×当該銘柄の想定価格変動率

イ 当該銘柄の差引有価証券当日評価額とは、次に定める計算式により算出される額をいう。

当該銘柄の差引有価証券当日評価額

＝（当該銘柄の総買付数量－当該銘柄の総売付数量）×翌日の当該銘柄に係るDVP清算値段

ロ 当該銘柄の想定価格変動率とは、当該銘柄のDVP清算値段変動率の当日から起算して120日前から当日までの間の99%カバー最小値をいう。

（注1） 各銘柄のDVP清算値段変動率とは、次に定める計算式により算出される数値をいう。

各銘柄のDVP清算値段変動率

$$= \frac{| \text{一の日の各銘柄のDVP清算値段} - \text{前日の各銘柄のDVP清算値段} |}{\text{前日の各銘柄のDVP清算値段}}$$

（注2） 99%カバー最小値とは、対象となる数値について、一の数値以下の数値の個数が、対象となるすべての数値の個数の100分の99以上となる場合の当該数値のうち最小の数値をいう。以下同じ。

（c） その他有価証券加算率は、当社が定める。

2. 有価証券オプション清算基金所要額（有価証券オプション清算資格に係る清算基金所要額をいう。）

有価証券オプション清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。なお、計算式における用語の意義は、次のa及びbに定めるとおりとする。

有価証券オプション清算基金所要額

＝有価証券オプション差金代金基準額＋有価証券オプション取引証拠金基準額

a 有価証券オプション差金代金基準額とは、当該清算参加者の毎日の有価証券オプション取引の支払取引代金（総買付代金から総売付代金を差し引いた額をいう。）の清算基金算定基準期間における95%カバー最小値（当該数値が負である場合は、ゼロ）をいう。以下次b（b）において同じ。

b 有価証券オプション取引証拠金基準額とは、次に定める計算式により算出される額をいう。ただし、当該額が適当ではないと認められる場合には、当社が定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、次の（a）及び（b）に定めるとおりとする。

有価証券オプション取引証拠金基準額

＝取引証拠金基準額×有価証券オプション差金代金比率

（a） 取引証拠金基準額とは、当該清算参加者の毎日の取引証拠金所要額増加額

の清算基金算定基準期間における95%カバー最小値（当該数値が負である場合は、ゼロ）をいう。以下同じ。

（注） 取引証拠金所要額増加額は、一の日の取引証拠金所要額（取引証拠金等に関する規則第4条に規定する自己分の取引証拠金所要額と同第25条第2項に規定する委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の合計額をいう。以下同じ。）から前日の取引証拠金所要額を差し引いた額をいう。

（b） 有価証券オプション差金代金比率とは、次に定める計算式により算出される数値とする。

$$\text{有価証券オプション差金代金比率} \\ = \text{有価証券オプション差金代金基準額} / \text{総差金代金基準額}$$

（注） 総差金代金基準額とは、有価証券オプション差金代金基準額、国債先物等差金代金基準額（次項aに定める国債先物等差金代金基準額をいう。）及び指数先物等差金代金基準額（第4項aに定める指数先物等差金代金基準額をいう。）を合計した額をいう。以下同じ。

3. 国債先物等清算基金所要額（国債先物等清算資格に係る清算基金所要額をいう。）

国債先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

国債先物等清算基金所要額

$$= \text{国債先物等差金代金基準額} + \text{国債先物等取引証拠金基準額} + \text{総受渡決済清算基金基準額}$$

a 国債先物等差金代金基準額とは、当該清算参加者の毎取引日（指定市場開設者が国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引について定める取引日をいう。以下この項において同じ。）の差金代金額（次の（a）から（c）までに定める額を合計した額をいう。）の清算基金算定基準期間における95%カバー最小値（当該数値が負である場合は、ゼロ）をいう。以下次bにおいて同じ。

（a） 国債証券先物取引に係る支払値洗差金として算出される額（値洗いのために支払う金銭の額から値洗いのために受領する金銭の額を差し引いた額をいう。）

（b） 指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るミニ取引の支払最終決済差金として算出される額（最終決済のために支払う金銭の額から最終決済のために受領する金銭の額を差し引いた額をいう。）

（c） 国債証券先物オプション取引の支払取引代金として算出される額（総買付

代金から総売付代金を差し引いた額をいう。)

- b 国債先物等取引証拠金基準額とは、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が適当ではないと認められる場合には、当社が定める額とする。

国債先物等取引証拠金基準額

=取引証拠金基準額×国債先物等差金代金比率

(注) 国債先物等差金代金比率とは、次に定める計算式により算出される数値とする。

国債先物等差金代金比率

=国債先物等差金代金基準額／総差金代金基準額

- c 総受渡決済清算基金基準額とは、指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るラージ取引（以下「ラージ取引」という。）の各限月取引の取引最終日から受渡決済期日の前日までにおいて、銘柄ごとに次に定める計算式により算出される受渡決済清算基金基準額の合計額をいう。なお、計算式における用語の意義は、次の（a）及び（b）に定めるとおりとする。

受渡決済清算基金基準額

=当該銘柄の受渡決済建玉数量×1億円×当該銘柄の価格変動率

(a) 当該銘柄の受渡決済建玉数量とは、ラージ取引の各銘柄につき、取引最終日を迎えた限月取引における、当該清算参加者の最終売建玉と最終買建玉の差引数量として算出される数値（当該2つの数量のうち大きい方の数値から小さい方の数値を差し引いて得た数値をいう。）をいう。

(b) 当該銘柄の価格変動率とは、ラージ取引の当該銘柄の清算値段価格変動率の価格変動率算定期間における99%カバー最小値をいう。

(注1) 当該銘柄の清算値段価格変動率とは、次に定める計算式により算出される数値をいう。ただし、計算式における当該銘柄の清算値段について適当でないと認められる場合には、当社が定める値段とする。

当該銘柄の清算値段価格変動率

= | 一の取引日の当該銘柄の清算値段 - 6取引日前の当該銘柄の清算値段 |
／ 6取引日前の当該銘柄の清算値段

(注2) 価格変動率算定期間とは、前月の末日に終了する取引日から起算して120日前から前月の末日までをいう。

4. 指数先物等清算基金所要額（指数先物等清算資格に係る清算基金所要額をいう。）

指数先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のa及びbに定めるとおりとする。

指数先物等清算基金所要額

＝指数先物等差金代金基準額＋指数先物等取引証拠金基準額

a 指数先物等差金代金基準額とは、当該清算参加者の毎取引日（指定市場開設者が指数先物取引及び指数オプション取引について定める取引日をいう。）の差金代金額（次の（a）から（d）までに定める額を合計した額をいう。）の清算基金算定基準期間における95%カバー最小値（当該数値が負である場合は、ゼロ）をいう。以下次bにおいて同じ。

（a） 指数先物取引の支払値洗差金として算出される額（値洗いのために支払う金銭の額から値洗いのために受領する金銭の額を差し引いた額をいう。）

（b） 指数先物取引の支払最終決済差金として算出される額（最終決済のために支払う金銭の額から最終決済のために受領する金銭の額を差し引いた額をいう。）

（c） 指数オプション取引の支払取引代金として算出される額（総買付代金から総売付代金を差し引いた額をいう。）

（d） 指数オプション取引の支払権利行使差金として算出される額（権利行使に係る決済のために支払う金銭の額から権利行使に係る決済のために受領する金銭の額を差し引いた額をいう。）

b 指数先物等取引証拠金基準額とは、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が適当ではないと認められる場合には、当社が定める額とする。

指数先物等取引証拠金基準額

＝取引証拠金基準額×指数先物等差金代金比率

（注） 指数先物等差金代金比率とは、次に定める計算式により算出される数値とする。

指数先物等差金代金比率

＝指数先物等差金代金基準額／総差金代金基準額